

第106回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年3月26日（木曜日）午前10時

開催場所

香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成ホールディングス株式会社
本社6階ホール

独創力で、

“一歩先行く提案”型企業へ

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役9名選任の件

目次

第106回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 定款一部変更の件	5
第2号議案 取締役9名選任の件	7
事業報告	14
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告書	33

証券コード4099

2026年3月4日

(電子提供措置の開始日 2026年3月2日)

株 主 各 位

香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1

四国化成ホールディングス株式会社

代表取締役社長 渡 邊 充 範

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトよりご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.shikoku.co.jp/ir/meeting/>

(上記の当社ウェブサイトアクセスいただき、「第106回定時株主総会」をご選択いただき、「関連資料」欄よりご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトよりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「四国化成ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「4099」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順にご選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使方法についてのご案内」（3頁～4頁）に従って、2026年3月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2026年3月26日（木曜日）午前10時
- 2. 場 所** 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成ホールディングス株式会社 本社6階ホール

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第106期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第106期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながらご送付している議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ ご送付している本招集ご通知は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、ご送付している本招集ご通知には記載していません。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」及び「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」したがいまして、ご送付している本招集ご通知は、監査役が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

議決権（当社の経営に参加いただける権利）をご行使ください。

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただける重要な権利です。以下のいずれかの方法をご参照のうえ、是非ともご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける方



開催日時 2026年3月26日（木曜日）午前10時
ご送付している議決権行使書用紙を**会場受付へご提出**ください。（ご捺印は不要です）

インターネット等により議決権を行使される方



行使期限 2026年3月25日（水曜日）午後5時まで
当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、ご送付している議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
（詳細は、次頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。）

書面（郵送）により議決権を行使される方



行使期限 2026年3月25日（水曜日）午後5時到着分まで
郵送で事前に議決権をご行使いただけます。
ご送付している議決権行使書用紙に各議案の賛否をご記入のうえ切手を貼らずにご投函ください。（ご捺印は不要です）

● 議決権行使のお取り扱い

- ◎ ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ◎ インターネット等により複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

● インターネット等による議決権行使に際しては、次の事項も併せてご確認ください。

- ◎ 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合がありますのでご注意ください。
- ◎ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ◎ パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。本総会終了まで大切に保管願います。なお、パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。
- ◎ パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法が不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行証券代行
ウェブサポート

専用ダイヤル



0120-652-031 (午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2023年3月29日開催の第103回定時株主総会において、その継続につき株主の皆様よりご承認をいただいた「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）は、本総会終結の時をもって有効期間が満了となります。

本プランの期間満了を迎えるにあたり、その存続及び廃止に関して検討してまいりましたが、当社を取り巻く経営環境の変化や機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見等を踏まえ、本プランを継続せず、本総会終結の時をもって廃止することを当社取締役会で決議いたしました。

本プランの廃止にあわせ、現行定款第8章を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="340 778 562 808">第8章 買収防衛策</p> <p data-bbox="178 824 415 854">（買収防衛策の導入等）</p> <p data-bbox="163 861 743 960">第42条 当社は、買収防衛策の導入、継続、変更及び廃止については、株主総会の決議により定めることができる。</p> <p data-bbox="163 967 743 1307">② 前項に定める買収防衛策の導入、継続、変更及び廃止とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続き及びこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、その内容を変更し、又はその適用を廃止することをいう。</p>	<p data-bbox="1010 778 1100 808">（削 除）</p>

現 行 定 款

変 更 案

(新株予約権無償割当て等の決議機関)

第43条 当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続きに従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当て及び募集新株予約権の割当てを行うことができる。

(削 除)

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位	候補者属性
1	わた なべ みつ のり 渡 邊 充 範	男性	代表取締役社長	再任
2	はま ざき まこと 濱 崎 誠	男性	専務取締役	再任
3	ま なべ よし のり 眞 鍋 宣 訓	男性	常務取締役	再任
4	いけ だ ゆう いち 池 田 雄 一	男性	取締役	再任
5	あん どう よし あき 安 藤 慶 明	男性	取締役	再任
6	もり きよし 森 清	男性	社外取締役	再任 社外 独立
7	との むら しょういちろう 外 村 正一郎	男性	社外取締役	再任 社外 独立
8	おお た みのる 太 田 穰	男性	社外取締役	再任 社外 独立
9	いし かわ さち こ 石 川 幸 子	女性	社外取締役	再任 社外 独立

再任 …再任取締役候補者

社外 …社外取締役候補者

独立 …東京証券取引所届出独立役員

候補者
番号

1

わた なべ みつ のり

渡邊 充範

生年月日 1957年7月11日生

再任



- 所有する当社株式の数 59,300株
- 株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数 22,441株

略歴、当社における地位及び担当

1980年4月	当社入社	2019年3月	当社取締役執行役員 企画本部長
2002年3月	当社経営企画室長	2019年6月	当社取締役常務執行役員 企画本部長
2013年6月	当社執行役員経営企画室長	2022年4月	当社取締役常務執行役員 企画事業推進本部長
2014年6月	当社取締役執行役員 経営企画・秘書統括	2023年1月	当社代表取締役社長
2016年6月	当社取締役執行役員 経営企画統括	2024年1月	四国化成コーポレートサービス 株式会社取締役
2017年3月	当社取締役執行役員 企画・管理担当補佐	2025年3月	当社代表取締役社長 兼グループコンプライアンス担当(現任)
2018年2月	当社取締役執行役員 企画・管理担当補佐兼大阪支社長		

取締役候補者とした理由

当社において主に経営企画部門に携わり、2014年に取締役に就任後、2023年に代表取締役に就任し、現在代表取締役社長を務めております。経営全般の管理・監督機能を長年担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

はま ざき
濱崎

まこと

誠

生年月日 1958年1月27日生

再任



- 所有する当社株式の数 54,800株
- 株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数 11,973株

略歴、当社における地位及び担当

1980年4月	当社入社	2022年4月	当社取締役執行役員 化学品事業本部副本部長 兼生産・技術担当
2002年3月	当社技術部長	2023年1月	当社常務取締役 四国化成工業株式会社 代表取締役社長
2004年9月	当社徳島工場副工場長	2023年3月	四国化成工業株式会社 代表取締役社長兼営業本部長
2008年3月	当社丸亀工場副工場長	2024年1月	四国化成工業株式会社 代表取締役社長(現任)
2012年6月	当社丸亀工場長	2025年3月	当社専務取締役(現任)
2015年3月	当社執行役員丸亀工場長		
2018年6月	当社取締役執行役員 生産・技術担当兼丸亀工場長		
2019年3月	当社取締役執行役員 生産・技術本部長		

重要な兼職の状況

四国化成工業株式会社 代表取締役社長
シコク硫炭株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社において主に生産・技術部門に携わり、2018年から取締役に就任しており、現在専務取締役を務めております。化学品事業を中心として経営全般の管理・監督機能を担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

ま なべ よし のり
眞鍋 宣訓

生年月日 1964年6月7日生

再任



- 所有する当社株式の数 23,400株
- 株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数 11,748株

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月	当社入社	2019年6月	当社取締役執行役員 事業推進本部長
2005年3月	当社建材事業物流購買部長	2022年4月	当社取締役執行役員 企画事業推進本部副本部長
2017年3月	当社執行役員 建材事業営業統括	2023年1月	当社常務取締役（現任） 四国化成建材株式会社 代表取締役社長（現任）
2018年6月	当社執行役員 建材事業担当補佐兼営業統括		
2019年3月	当社執行役員 事業推進本部副本部長		

重要な兼職の状況

四国化成建材株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社において主に建材事業に携わり、2019年から取締役に就任しており、現在常務取締役を務めております。建材事業を中心として経営全般の管理・監督機能を担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

いけ だ ゆう いち
池田 雄一

生年月日 1968年4月22日生

再任



- 所有する当社株式の数 19,500株
- 株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数 6,469株

略歴、当社における地位及び担当

1992年4月	当社入社	2022年4月	当社執行役員 化学品事業本部研究開発統括 兼R&Dセンター所長
2006年3月	当社R&Dセンター 精密化学品チームリーダー	2023年1月	当社執行役員 四国化成工業株式会社 取締役常務執行役員 研究開発本部長（現任）
2018年3月	当社徳島工場副工場長 兼技術部長	2023年3月	当社取締役（現任）
2019年3月	当社徳島工場長		
2021年4月	当社化学品研究・開発本部 研究・開発統括 兼R&Dセンター所長		
2021年6月	当社執行役員 化学品研究・開発本部研究・開発統括 兼R&Dセンター所長		

取締役候補者とした理由

当社において主に研究開発部門に携わり、2023年から取締役に就任しております。化学品事業を中心として経営全般の管理・監督機能を担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

あん どう よし あき
安藤 慶明

生年月日 1965年10月28日生

再任



- 所有する当社株式の数 12,844株
- 株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数 5,569株

略歴、当社における地位及び担当

1990年 4月	野村證券株式会社入社	2022年 6月	当社執行役員 企画事業推進本部企画財務統括
2019年 4月	同社高松支店次長 兼企業金融課長	2023年 1月	当社執行役員統括 四国化成コーポレートサービス 株式会社代表取締役社長（現任）
2021年 4月	当社入社 当社企画本部本部長付部長	2023年 3月	当社取締役企画管理担当 （現任）
2021年 6月	当社事業推進本部財務部長		
2022年 4月	当社企画事業推進本部 企画財務統括兼財務部長		

重要な兼職の状況

四国化成コーポレートサービス株式会社 代表取締役社長

取締役候補者としての理由

当社において企画管理部門に携わり、2023年から取締役に就任しております。経営企画部門やコーポレートサービス部門を中心として経営全般の管理・監督機能を担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

もり
森

きよし
清

生年月日 1960年4月7日生

再任

社外

独立



- 所有する当社株式の数 1,600株

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月	三井物産株式会社入社	2012年 4月	同社中国事業部長
2002年 1月	三井物産（上海）貿易 有限公司金属第二部長	2014年 3月	三井物産（広東）貿易 有限公司董事・総経理
2005年 2月	三井物産株式会社 石炭・原子燃料部 石炭第二室長	2017年 4月	三井物産メタルズ株式会社 代表取締役社長
2007年 7月	内蒙オールドス電力冶金 有限公司副総経理	2019年 4月	三井物産株式会社理事
2011年10月	三井物産株式会社合金鉄部長	2021年 6月	当社取締役（現任）

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

他社における豊富な海外経験に加え、取締役として経営に携わった経験及び知識を活かして、客観的な立場から経営の意思決定に参画していただけると期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

との むら しょう いち ろう
外村 正一郎

生年月日 1952年11月7日生

再任

社外

独立



■ 所有する当社株式の数 400株

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月	旭化成工業株式会社 (現旭化成株式会社) 入社	2011年 4月	同社執行役員富士支社長
1991年 4月	同社LSI・情報技術研究所 研究室長	2013年10月	独立行政法人科学技術振興機構 理事
1999年 9月	同社中央研究所研究室長	2015年10月	国立研究開発法人科学技術振興機構 上席フェロー
2006年 6月	旭化成エレクトロニクス 株式会社基板材料事業部長	2016年 4月	国立大学法人神戸大学監事
2008年 4月	旭化成株式会社執行役員 研究開発センター長	2024年 3月	当社取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

他社におけるプリント基板、半導体分野にかかる研究開発や事業で培った経験に加え、公益法人における法人経営、監督等の経験及び知識を活かして、客観的な立場から経営の意思決定に参画していただけると期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

おお た
太田

みのる

穰

生年月日 1956年4月16日生

再任

社外

独立



■ 所有する当社株式の数 4,800株

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月	弁護士登録 (第一東京弁護士会) 足立・ヘンダーソン・宮武・藤田 法律事務所入所	1996年 1月	常松・築瀬・関根法律事務所 パートナー
1991年 9月	常松・築瀬・関根法律事務所 (現長島・大野・常松法律事務所) 入所	1996年 4月	名古屋大学法学部非常勤講師
1994年 6月	University of Washington School of Law修了	2004年 4月	慶應義塾大学法科大学院教授
1994年 8月	General Electric Company 社内弁護士	2006年11月	株式会社ファーストリテイリング 監査役
		2022年 1月	長島・大野・常松法律事務所 シニアカウンセラー (現任)
		2024年 3月	当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

長島・大野・常松法律事務所 シニアカウンセラー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる弁護士としての国内外の企業法務に係る豊富な業務経験を有しており、客観的な立場から経営の意思決定に参画していただけると期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に企業経営に直接関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

候補者
番号

9

いし かわ さち こ
石川 幸子

生年月日 1958年4月13日生

再任

社外

独立



■ 所有する当社株式の数 400株

略歴、当社における地位及び担当

1985年7月	UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) バンコク事務所法務担当官	2002年10月	JICA (独立行政法人国際協力機構) タイ事務所及びアジア地域支援事務所 広域企画調査員
1988年10月	UNHCR 香港事務所法務担当官		
1990年1月	UNHCR バンコク事務所 難民認定審査コンサルタント	2005年3月	JICA 国際協力専門員 (平和構築支援・南南協力)
1992年6月	笹川平和財団 南東アジア協力基金 研究員 (バンコク勤務)	2013年3月	マレーシア科学大学大学院 社会科学研究科博士後期課程 紛争平和学専攻修了
1995年2月	笹川平和財団 南東アジア協力基金 主任研究員 (バンコク勤務)	2021年4月	立命館大学国際関係学部教授
1999年4月	JICA (国際協力事業団) タイ事務所広域企画調査員	2024年3月	当社取締役 (現任)
2002年6月	JICA マレーシア事務所企画調査員	2024年4月	立命館大学国際関係学部 特別任用教授 (現任)

重要な兼職の状況

立命館大学国際関係学部 特別任用教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

国際協力 (人道・開発)・国際交流・交渉・コミュニケーションの分野における豊富な国際経験と知識を活かして、客観的な立場から経営の意思決定に参画していただくと期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に企業経営に直接関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数及び株式報酬制度に基づく交付予定株式の数は、2025年12月末現在の状況を記載しております。なお、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数は、信託を用いた株式報酬制度に基づき、各候補者に付与されているポイントの数の相当する、今後交付予定の株式の数をご参考としてお示ししているものであります。
3. 森清氏、外村正一郎氏、太田穰氏及び石川幸子氏は、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社は森清氏、外村正一郎氏、太田穰氏及び石川幸子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 森清氏の社外取締役としての在任期間は、本総会最終時をもって4年9カ月となります。また、外村正一郎氏、太田穰氏及び石川幸子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会最終時をもって2年となります。
5. 当社は、森清氏、外村正一郎氏、太田穰氏及び石川幸子氏の間で、会社法第423条第1項に定める責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏の間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害等を填補することとしております (ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合は除く)。各候補者が取締役として選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

本総会後の役員の構成（予定）及びスキルマトリックス

	氏名	特に期待する知識・経験・能力等						
		経営・事業戦略	ESG	営業・マーケティング・調達	研究開発・技術・生産	財務・会計	労務・法務・リスク管理	国際性
取締役	渡邊 充範 再任	●	●			●	●	
	濱崎 誠 再任	●	●	●	●		●	●
	眞鍋 宣訓 再任	●	●	●		●	●	●
	池田 雄一 再任	●	●		●			
	安藤 慶明 再任	●	●	●		●	●	
	森 清 再任 社外 独立	●	●	●				●
	外村 正一郎 再任 社外 独立	●	●	●	●			●
	太田 穰 再任 社外 独立	●	●				●	●
石川 幸子 再任 社外 独立		●				●	●	
監査役	片山 和彦		●			●		●
	田邊 賢次		●			●		
	西原 孝治 社外 独立		●				●	●
	川合 弘泰 社外 独立		●			●	●	

※各役員の有するすべての知識・経験・能力等を表すものではありません。

以上

事業報告

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、個人消費には持ち直しの動きが見られ、総じて緩やかに回復しました。海外経済は、米国では雇用の増勢が鈍化する一方で、個人消費は底堅く推移し、景気の緩やかな拡大基調が続いています。先行きのわが国経済については、グローバルなAI関連需要が上押しに作用するものの、各国の通商政策等の影響を受けて海外経済が減速することを通じ、輸出が弱含むことで企業収益が下振れするリスクが懸念されます。

このような状況下、当連結会計年度の当社グループの売上高は707億5百万円（前期比1.7%増）、営業利益は108億69百万円（前期比11.6%増）、経常利益は119億21百万円（前期比10.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は84億59百万円（前期比4.0%減）となりました。化学品事業においてファインケミカルが好調だったことにより、売上高、営業利益及び経常利益が過去最高を記録しました。

② 事業別概況

■ 化学品事業

（無機化成品）

ラジアルタイヤ向け原料である不溶性硫黄は、海外市場を中心に販売競争が激化したことから、低調に推移し前年を下回りました。レーヨン・セロハン向けの二硫化炭素は輸出販売が好調で、前年を上回りました。浴用剤・合成洗剤向けの無水芒硝も価格転嫁が進んだことで、販売は前年を上回りました。

（有機化成品）

殺菌消毒剤塩素化イソシアヌル酸は、国内市場は家庭用サニタリー向けなどが堅調に推移し、販売は前年を上回りました。米国市場は前期好調の反動減などにより販売は前年を下回りました。

（ファインケミカル）

電子化学材料では、密着性向上プロセスGliCAPは海外を中心にサーバー基板向けの販売が好調に推移しました。機能材料では、エポキシ樹脂硬化剤イミダゾール類で新規案件の獲得が進み、樹脂改質剤グリコールウリル誘導体等も需要の増加により販売は前年を上回りました。半導体プロセス材料についても需要が拡大し、好調に推移しました。

この結果、化学品事業の売上高は515億51百万円（前期比3.2%増）、セグメント利益は101億3百万円（前期比17.3%増）で増収・増益となりました。

■ 建材事業

建設コスト高騰などを背景に、持ち家を中心に新設住宅着工戸数の減少傾向が続き、住宅向け需要は低調に推移しました。このような状況のもと、当社の強みである非住宅分野向け景観エクステリアの拡販に取り組みましたが、販売は前年を下回りました。また、価格改定を含めた収益改善施策を推進しましたが、アルミ地金をはじめとする原材料価格高騰や物流コスト上昇などの影響を受けて、利益は前年を下回りました。

この結果、建材事業の売上高は179億55百万円（前期比2.8%減）、セグメント利益は5億46百万円（前期比42.7%減）で減収・減益となりました。

〔事業別売上高〕

（単位：百万円）

		第105期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで		第106期（当連結会計年度） 2025年1月1日から 2025年12月31日まで		前期比 増減率 （%）
		売上高	構成比（%）	売上高	構成比（%）	
■ 化学品 事業	無機化成品	15,075	21.7	14,544	20.6	△3.5
	有機化成品	21,932	31.6	18,460	26.1	△15.8
	ファインケミカル	12,925	18.6	18,546	26.2	43.5
	（計）	49,933	71.9	51,551	72.9	3.2
■ 建材事業	壁材	1,262	1.8	1,306	1.9	3.5
	エクステリア	17,215	24.8	16,649	23.5	△3.3
	（計）	18,477	26.6	17,955	25.4	△2.8
■ その他の事業		1,082	1.6	1,198	1.7	10.7
	（合計）	69,493	100.0	70,705	100.0	1.7

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、63億82百万円（無形固定資産を含む）であります。主なものは、研究開発力強化を目的としたR&Dセンター並びに徳島工場の実験施設及び事務所棟の更新であります。

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、新たなステージへの飛躍を目指し、2030年を見据えた長期ビジョン「Challenge 1000」を策定、2020年4月よりこれに沿った積極経営を推進しております。

変わらぬ企業理念「独創力」のもと、2030年にありたい姿として、「独創力で、“一歩先行く提案”型企業へ」を掲げ、独創的なアイデアで社会課題を解決し、世界をリードする企業となることを目指しております。

「Challenge 1000」では、長期的視点に立った成長戦略の実行による飛躍的な成長を目指し、2030年に達成すべき財務目標として、売上高1,000億円、営業利益150億円、ROE10%以上を掲げ、グループ一丸となり取り組んでおります。

さらに、良き企業市民として、顧客、従業員、株主、そして社会に貢献していくこととした「四方よし」を企業の活動方針としております。お客様には「一歩先の価値」を、従業員には「挑戦と成長」を、株主の皆様にはより一層の「利益還元」を、そして、社会には「より良い明日」を届けることにより、ステークホルダーの皆様にご貢献してまいります。

また、レスポンシブル・ケア*による環境保全に加え、さらなる社会課題の解決に向け、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献してまいります。

*レスポンシブル・ケア：化学物質等を製造又は取り扱う事業者が、製品の開発、製造、物流、使用、最終消費、廃棄、リサイクルの全ライフサイクルにわたって安全、環境、健康を守る自主管理活動のことです。

「Challenge 1000」の実行にあたっては、全社変革方針の実行による事業基盤の強化を推し進めるとともに、事業変革方針として、これまでの「お客様のご要望起点」のスタイルから、「四国化成からの提案起点」のスタイルへの変革を掲げ、各事業が持つ強みをさらに高め、世界中のお客様や社会の課題解決のために、いかに先回りした提案ができるかを追求してまいりました。

事業基盤の強化としては、事業所に出勤せずに業務遂行が可能となるクラウドパソコンの配備、携帯端末拡充などの環境整備が進み、また、業務簡素化と効率化に繋がる生成AIを含めたITツールの導入・活用などを進めています。

また、事業の具体的な取組みとして、化学品事業では、一般消費者向け（BtoC）市場への本格参入として、家庭用洗剤ブランド『WASHMANIA』の立ち上げや、半導体プロセス材料など最先端の電気・電子材料の高機能化に貢献する「機能材料製品群」、そしてAIサーバー及びパッケージ基板向け電子化学材料「GliCAP」など、近年の研究開発成果をさらに展開し、上記方針に沿った新しい提案に意欲的に取り組んでおります。建材事業では、2025年2月に「MEGLIO」（メグリオ）ブランドを創設しました。「MEGLIO」は、イタリア語で「より良い」との意味があり、「人と自然に、より良い巡りを」という意思を織り込んでいます。グループ会社も含めた特注への対応力や、製品の品質、機能を活用できる戦略に特化し、「MEGLIO」ブランドのミッションである「高強度」、「長寿命化」、「空間価値向上」、「省力化」、「脱炭素」、「循環経済」にのっとった高付加価値製品の拡販により収益性の向上を図ります。

なお、当社グループはグループ長期ビジョン「Challenge 1000」の達成に向け、2023年1月1日より持株会社体制へ移行しました。

持株会社体制への移行により分社化される各事業会社に対して大胆に権限移譲することで、意思決定を迅速化するとともに、生産・販売・開発の機能別組織を垂直的に統合し、組織をさらに一体化・緊密化し、一貫性を持った戦略の遂行を実現します。また、ガバナンス体制、本社部門の役割を再定義することで、企業統治構造のより一層の明確化や業務の効率化を図ってまいります。さらに、持続的な経営力強化に向けて自律性を持った事業会社の運営の中で、将来の経営人材育成を推進します。

これらの取組みにより、経営のさらなる強化を図るとともに、変化の速い事業環境への対応、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化の取組みなど、山積する経営課題を着実に解決してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 103 期 2022年12月期	第 104 期 2023年12月期	第 105 期 2024年12月期	第 106 期 2025年12月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	46,566	63,117	69,493	70,705
経常利益 (百万円)	7,270	9,280	10,779	11,921
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,997	7,853	8,813	8,459
1 株当たり当期純利益 (円)	93.78	152.12	191.38	193.11
総資産額 (百万円)	117,176	131,046	135,827	144,403
純資産額 (百万円)	81,806	86,867	84,168	94,599
1 株当たり純資産額 (円)	1,541.17	1,703.25	1,865.63	2,168.70

- (注) 1. 第103期については、決算期の変更に伴い、2022年4月1日から2022年12月31日までの9カ月間となっております。
 2. 第104期は、販売価格の改定や為替レートの円安影響、特別利益の増加により、増収増益となりました。
 3. 第105期は、化学品事業の海外市場での販売が好調に推移するとともに、特別利益の計上により増収増益となりました。
 4. 第106期(当連結会計年度)については、前述の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
 5. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
四国化成工業株式会社	300	100.0	化学品の研究開発、製造、加工及び販売
四国化成建材株式会社	300	100.0	建材製品の製造、加工及び販売
四国化成コーポレートサービス株式会社	100	100.0	経理、財務、総務、人事、法務、情報システム等に関する支援業務
シコク景材株式会社	98	100.0	エクステリア製品の製造
シコク景材関東株式会社	50	100.0	エクステリア製品及びアルミシャッターの製造
SHIKOKU INTERNATIONAL CORPORATION	千米ドル 700	100.0	化学品の販売
シコク硫炭株式会社	90	73.7	無機化成品の製造及び販売
シコク興産株式会社	90	100.0	工場内での受託作業

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、以下のとおりであります。

特定完全子会社の名称：四国化成工業株式会社

特定完全子会社の住所：香川県丸亀市土器町東八丁目537番地 1

当社及び当社の完全子会社等における特定完全子会社の株式の帳簿価額：33,787百万円

当社の総資産額：95,474百万円

(7) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業区分	主要製品	
■ 化学品事業	無機化成品	<ul style="list-style-type: none"> ・二硫化炭素（レーヨン・セロハン向け原料） ・不溶性硫黄（ラジアルタイヤ向け原料） ・無水芒硝（浴用剤・合成洗剤向け原料）
	有機化成品	<ul style="list-style-type: none"> ・塩素化イソシアヌル酸（殺菌消毒剤）
	ファインケミカル	<ul style="list-style-type: none"> ・タフエース（プリント配線板向け水溶性防錆剤） ・GliCAP（密着性向上プロセス） ・イミダゾール類（エポキシ樹脂硬化剤用途など） ・グリコールウリル誘導体等（樹脂改質剤）
■ 建材事業	壁材	<ul style="list-style-type: none"> ・内装・外装壁材 ・舗装材
	エクステリア	<ul style="list-style-type: none"> ・門扉 ・フェンス ・車庫 ・シャッター
■ その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム ・ファーストフード販売 ・その他 	

(8) 企業集団の主要拠点等 (2025年12月31日現在)

■ 持株会社

四国化成ホールディングス株式会社

本社 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1

■ 化学品事業

四国化成工業株式会社

本社 香川県丸亀市

支社 東京支社（東京都中央区）、大阪支社（大阪市北区）

工場 丸亀工場（香川県丸亀市）、徳島工場－北島事業所（徳島県板野郡北島町）

研究所 R&Dセンター（香川県綾歌郡宇多津町）

駐在員事務所 深セン駐在員事務所（中国広東省深セン市）、台湾代表人事務所（台湾桃園市）

シコク興産株式会社

本社 香川県丸亀市

営業所 丸亀事業所（香川県丸亀市）、徳島事業所（徳島県板野郡北島町）

SHIKOKU INTERNATIONAL CORPORATION

本 社 米国カリフォルニア州

営 業 所 米国ジョージア州

シコク硫炭株式会社

本 社 香川県丸亀市

工 場 大分工場（大分県大分市）

増田化学工業株式会社

本 社 香川県高松市

工 場 香川県高松市

倉 庫 香川県綾歌郡綾川町

株式会社丹羽久

本 社 岐阜県恵那市

SHIKOKU INDIA Pvt.Ltd.

本 社 印国カルナータカ州

SHIKOKU KASEI (THAILAND) Ltd.

本 社 泰国パトゥムターニー県

■ 建材事業

四国化成建材株式会社

本 社 香川県丸亀市

支 社 大阪支社（大阪府吹田市）

工 場 徳島工場－吉成事業所（徳島県徳島市）

営 業 拠 点 札幌（札幌市東区）、仙台（仙台市泉区）、東関東（茨城県つくば市）、
埼玉（さいたま市見沼区）、北関東（埼玉県比企郡嵐山町）、千葉（千葉市花見川区）、
東京（東京都品川区）、神奈川（横浜市港北区）、静岡（静岡市駿河区）、
名古屋（名古屋市名東区）、大阪（大阪府吹田市）、岡山（岡山市北区）、
広島（広島市中区）、四国（香川県仲多度郡多度津町）、九州（福岡市博多区）、

物 流 拠 点 四国配送センター（香川県仲多度郡多度津町）

関東物流センター（埼玉県比企郡滑川町）

シコク景材株式会社

本 社 香川県仲多度郡多度津町

工 場 多度津工場（香川県仲多度郡多度津町）

鳴門工場（徳島県鳴門市）

シコク景材関東株式会社

本 社 香川県丸亀市

工 場 嵐山工場（埼玉県比企郡嵐山町）

シコク工機株式会社

本 社 香川県三豊市
工 場 高瀬工場（香川県三豊市）

株式会社シー・エス・ピー

本 社 堺市北区

Reデザインホーム株式会社

本 社 大阪市住之江区

菱和化成工業株式会社

本 社 香川県さぬき市

■ コーポレートサービス

四国化成コーポレートサービス株式会社

本 社 香川県丸亀市

■ 関連事業

シコク・システム工房株式会社

本 社 香川県丸亀市

シコク・フーズ商事株式会社

本 社 香川県丸亀市
店 舗 香川県丸亀市（1か所）、香川県綾歌郡宇多津町（1か所）
香川県高松市（2か所）

シコク分析センター株式会社

本 社 香川県丸亀市

シコク環境ビジネス株式会社

本 社 香川県丸亀市

四国化成（上海）貿易有限公司

本 社 中国上海市

(9) 企業集団の従業員の状況（2025年12月31日現在）

事業区分	化学品事業	建材事業	その他の事業	全社（共通）	合 計
従業員数(名)	645 [99]	582 [54]	44 [1]	60 [12]	1,331 [166]

(注) 1. 従業員数は、前期末比55名増加しております。なお〔 〕内には臨時従業員を記載しております。
2. 臨時従業員は、年間の平均人員であり、就業時間が不定期なものを除いております。

(10) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	6,000
株式会社三井住友銀行	6,000
株式会社百十四銀行	5,060

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め(会社法第459条第1項)があるときの権限の行使に関する方針

当社グループは、株主還元の基本方針として、2030年度に至る長期ビジョン「Challenge 1000」の期間中において「連結業績を基準として、配当性向30%、総還元性向50%」を目指します。加えて、配当額の決定指標として連結株主資本配当率(DOE)3%を設定し、配当性向とDOEの双方の指標を勘案しながら累進的配当を実現します。株主の皆様に対するより一層の利益還元重点をおいた経営を行うことにより、当社グループの活動方針である「四方よし」を実現してまいります。

当社グループは、さらなる持続的な成長を目指して、「全員参加型」による「積極経営」を進め、世界の持続可能な発展に貢献する企業集団となることを目指してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針とし、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当連結会計年度における期末配当につきましては、さらなる株主価値向上に向けて、1株当たり30円を実施することを決定いたしました。これにより、年間配当は2025年9月に実施した1株当たり25円の間配当と合わせ、前期比5円増配の55円となります。

この結果、連結における当期の配当性向は28.5%、自己資本当期純利益率は9.5%、純資産配当率は2.7%となります。

内部留保資金の使途につきましては、中長期的な経営戦略に基づく効率的な設備投資、研究開発投資等の資金需要に備えるとともに自己資金の充実も念頭に置き計画しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 235,850,000株
- (2) 発行済株式の総数 43,436,126株
(自己株式数1,433,437株を除く)
- (3) 株主数 4,743名
- (4) 上位10名の株主の状況

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
シ コ ク 共 栄 会	4,779	11.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,348	10.01
日 清 紡 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	4,120	9.48
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,295	7.58
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	2,771	6.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社百十四銀行口)	1,320	3.04
株 式 会 社 香 川 銀 行	1,250	2.87
四 国 化 成 従 業 員 持 株 会	871	2.00
太 陽 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	745	1.71
西 川 謙 太 郎	654	1.50

- (注) 1. 当社は、自己株式 (1,433,437株) を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 上記自己株式には、株式報酬制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式186,900株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	16,699株	1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 邊 充 範	グループコンプライアンス担当
専務取締役	濱 崎 誠	四国化成工業株式会社 代表取締役社長 シコク硫炭株式会社 代表取締役社長
常務取締役	眞 鍋 宣 訓	四国化成建材株式会社 代表取締役社長 シコク景材関東株式会社 代表取締役社長
取締役	池 田 雄 一	四国化成工業株式会社 取締役常務執行役員 研究開発本部長
取締役	安 藤 慶 明	企画管理担当 四国化成コーポレートサービス株式会社 代表取締役社長
取締役	森 清	
取締役	外 村 正一郎	
取締役	太 田 穰	長島・大野・常松法律事務所 シニアカウンセラー
取締役	石 川 幸 子	立命館大学国際関係学部 特別任用教授
常勤監査役	片 山 和 彦	
常勤監査役	田 邊 賢 次	
監査役	西 原 孝 治	
監査役	川 合 弘 泰	株式会社中国銀行 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役のうち森清氏、外村正一郎氏、太田穰氏及び石川幸子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役のうち西原孝治氏及び川合弘泰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役のうち森清氏、外村正一郎氏、太田穰氏及び石川幸子氏、監査役のうち西原孝治氏及び川合弘泰氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役のうち川合弘泰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 常務取締役眞鍋宣訓氏は、2026年1月1日付でシコク景材関東株式会社 代表取締役社長を退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役森清氏、外村正一郎氏、太田穰氏及び石川幸子氏、社外監査役西原孝治氏及び川合弘泰氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び当社国内子会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害等を填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除く。）。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア 決定方針の決定の方法

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め、社外取締役がその過半数を構成する任意の諮問委員会（以下、「指名・報酬委員会」といいます。）において決議する内容を審議し、取締役会に答申しております。

イ 決定方針の内容の概要

・ 基本方針

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成する。その割合は、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝概ね60：25：15程度とする。また、社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成する。

・ 基本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、役位による月例の固定報酬とし、世間水準等を考慮して決定する。

・ 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、短期的インセンティブの金銭報酬とし、役位別の標準額をベースに、業績指標等に応じた定性的評価及び定量的評価により決定する。定性的評価では、連結売上高や連結営業利益等の年度業績を踏まえた、職務執行の状況及び貢献度等を考慮する。一方、定量的評価では、ESG指標（外部評価機関やGHG排出量削減等）を考慮する。なおその支給は、月例で支給する基本報酬と合わせて行う。

・ 非金銭報酬等の内容及び数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、中長期インセンティブの株式報酬とし、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度とする。

本制度では、1株を1ポイントとして、役位別の基礎ポイントに加え、業績に応じた業績連動ポイントを付与する。業績連動ポイントの算定にあたっては、長期経営計画で掲げる財務目標を踏まえ、業績に基づく客観的かつ明確な評価指標である連結売上高・連結営業利益・連結ROEを業績指標として採用する。連結売上高及び連結営業利益については対前年度比達成率を、また連結ROEについては各事業年度末日の財務諸表に基づく実績値を基準として各指標の達成度に応じた業績連動ポイントを付与する。なお、各取締役への株式交付は退任時とする。

- ・ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
 基本報酬及び業績連動報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長に委任する。その権限内容は、各取締役への個人別支給額の決定とする。株式報酬については、株式報酬制度に基づき決定される。
 なお、代表取締役社長への権限の委任にあたっては、社外取締役がその過半数を構成する任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の審議を経るものとする。指名・報酬委員会の権限、運営等の事項は、指名・報酬委員会規程に定めており、代表取締役社長を委員長として、役員報酬に関する基本方針、報酬枠、報酬額等の内容について審議し、取締役会に答申する。
- ウ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定にあたって、基本報酬及び業績連動報酬については指名・報酬委員会の答申を経たうえで代表取締役社長へ委任し、その権限の範囲内で各取締役の報酬等が決定されており、また株式報酬は株式報酬制度に基づき決定されていることから、取締役の個別の報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

②監査役の報酬等に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬等の決定に関する基本方針は監査役会で定めており、その概要は下記のとおりであります。

- ・ 監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において決定する。
- ・ 各監査役の報酬は、監査役の協議により決定する。
- ・ 業績連動報酬等は支給しない。

③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	人 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	10名	309百万円	170百万円	86百万円	52百万円
(うち社外取締役)	(4名)	(44百万円)	(44百万円)	(-)	(-)
監査役	4名	51百万円	51百万円	-	-
(うち社外監査役)	(2名)	(16百万円)	(16百万円)	(-)	(-)

- (注) 1. 2013年6月25日開催の第93回定時株主総会において決議された取締役の報酬額は年額280百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬額は年額55百万円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役1名)、監査役の員数は4名(うち社外監査役2名)であります。
2. 前記1.とは別枠で、取締役(社外取締役を除く。)の報酬として、2019年6月25日開催の第99回定時株主総会において、信託を用いた株式報酬(株式取得資金として、2019年6月から2024年開催の定時株主総会終結日が属する月までの期間において、450百万円を上限に拠出する。)を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は8名であります。なお、2024年2月28日開催の取締役会において、株式交付規程の一部改定を行ったうえで5年間延長することが決議されております。
3. 上記には、2025年3月27日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
4. 上記の額には、株式給付引当金として、当事業年度に費用計上した額が含まれております。

5. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及びその算定方法は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。当該業績指標を選定した理由は、取締役の短期的インセンティブのため、取締役の報酬と当社の短期的な業績の向上との間に連動性を設けるにあたり、適切な指標であると判断したためです。なお、当事業年度を含む当該業績指標の実績は、「1. (1)事業の経過及びその成果」及び「1. (5)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。
6. 非金銭報酬等の内容は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
7. 当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長渡邊充範が取締役の個人別の報酬額の一部につき、その具体的内容を決定しております。当該委任された権限の内容は、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内における、各取締役への個人別支給額の決定であります。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案したうえで、各取締役の担当する部門の業績等や各取締役に期待される役割に対しその行った職務について適切な評価を行うには、代表取締役社長による決定が適していると判断したためであります。なお、権限の委任にあたっては、指名・報酬委員会が、その審議を経たうえで、取締役会に答申しております。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役 森清氏、外村正一郎氏、太田穰氏、石川幸子氏

ア 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

太田取締役は、長島・大野・常松法律事務所のシニアカウンセラーを兼務しておりますが、当社と兼務先との間に特別な関係はありません。

石川取締役は立命館大学国際関係学部の特別任用教授を兼務しておりますが、当社と兼務先との間に特別な関係はありません。

イ 主要取引先等特定関係事業者との関係 なし

ウ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会に対して、森取締役、外村取締役、太田取締役、石川取締役は14回すべてにそれぞれ出席し、経営全般にわたり必要な意見、発言を適宜行っております。

森取締役は、他社における豊富な海外経験に加え、取締役として経営に携わった経験及び知識に基づき、客観的な立場から経営の監督と経営全般への助言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

外村取締役は、他社におけるプリント基板、半導体分野にかかる研究開発や事業で培った経験に加え、公益法人における法人経営、監督等の経験及び知識に基づき、客観的な立場から経営の監督と経営全般への助言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

太田取締役は、長年にわたる弁護士としての国内外の企業法務に係る豊富な業務経験に基づき、客観的な立場から経営の監督と経営全般への助言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

石川取締役は、国際協力(人道・開発)・国際交流・交渉・コミュニケーションの分野における豊富な国際経験と知識に基づき、客観的な立場から経営の監督と経営全般への助言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

②監査役 西原孝治氏、川合弘泰氏

ア 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

川合監査役は株式会社中国銀行の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、株式会社中国銀行は当社の取引金融機関です。

イ 主要取引先等特定関係事業者との関係 なし

ウ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会に対して、西原監査役、川合監査役ともに14回すべてにそれぞれ出席し、経営全般にわたり必要な意見、発言を適宜行っております。また、監査役会に対しては、西原監査役、川合監査役ともに13回すべてにそれぞれ出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 46百万円 |
| ②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額 | 46百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬額を含めております。
2. 当社の重要な連結子会社のうち在外子会社であるSHIKOKU INTERNATIONAL CORPORATIONは、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	82,087	流動負債	28,184
現金及び預金	35,534	支払手形及び買掛金	8,981
受取手形	60	電子記録債務	552
電子記録債権	3,369	短期借入金	3,000
売掛金	15,143	1年内返済予定の長期借入金	7,520
有価証券	11,895	未払費用	1,801
商品及び製品	9,835	未払法人税等	2,497
仕掛品	109	未払消費税等	203
原材料及び貯蔵品	4,645	設備関係電子記録債務	65
その他	1,494	その他	3,562
貸倒引当金	△1		
固定資産	62,315	固定負債	21,619
有形固定資産	29,781	長期借入金	13,832
建物及び構築物	6,975	繰延税金負債	5,312
機械装置及び運搬具	9,772	再評価に係る繰延税金負債	1,029
土地	9,105	役員退職慰労引当金	111
建設仮勘定	3,047	退職給付に係る負債	527
その他	880	資産除去債務	371
無形固定資産	656	株式給付引当金	108
		その他	325
		負債合計	49,803
投資その他の資産	31,878	(純資産の部)	
投資有価証券	27,465	株主資本	78,668
繰延税金資産	1,880	資本金	6,867
退職給付に係る資産	1,446	資本剰余金	5,711
その他	1,087	利益剰余金	69,085
貸倒引当金	△2	自己株式	△2,996
		その他の包括利益累計額	15,126
		その他有価証券評価差額金	11,670
		土地再評価差額金	2,249
		為替換算調整勘定	472
		退職給付に係る調整累計額	733
		非支配株主持分	804
		純資産合計	94,599
資産合計	144,403	負債・純資産合計	144,403

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		70,705
売上原価		40,054
売上総利益		30,650
販売費及び一般管理費		19,781
営業利益		10,869
営業外収益		
受取利息	323	
受取配当金	737	
為替差益	46	
雑収入	105	1,213
営業外費用		
支払利息	145	
寄付金	5	
雑損失	10	161
経常利益		11,921
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	147	
補助金収入	32	
事業譲渡益	274	460
特別損失		
固定資産売却損	10	
固定資産除却損	56	
減損損失	32	99
税金等調整前当期純利益		12,281
法人税、住民税及び事業税	3,982	
法人税等調整額	△177	3,805
当期純利益		8,476
非支配株主に帰属する当期純利益		16
親会社株主に帰属する当期純利益		8,459

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,426	流動負債	10,672
現金及び預金	5,593	短期借入金	3,000
売掛金	88	1年内返済予定の長期借入金	7,491
有価証券	11,895	未払金	57
その他	1,849	未払費用	63
		未払法人税等	24
		預り金	19
		その他	15
固定資産	76,048	固定負債	18,193
有形固定資産	2,573	長期借入金	13,724
建物	1,204	再評価に係る繰延税金負債	75
構築物	36	繰延税金負債	4,270
機械及び装置	18	株式給付引当金	108
工具、器具及び備品	94	資産除去債務	3
土地	1,217	その他	12
リース資産	0		
その他	3		
無形固定資産	5		
投資その他の資産	73,468	負債合計	28,866
投資有価証券	26,669	(純資産の部)	
関係会社株式	43,546	株主資本	54,978
関係会社出資金	78	資本金	6,867
長期貸付金	2,978	資本剰余金	5,741
その他	196	資本準備金	5,741
貸倒引当金	△0	利益剰余金	45,365
		利益準備金	1,133
		その他利益剰余金	44,232
		配当準備積立金	950
		固定資産圧縮積立金	45
		別途積立金	4,500
		繰越利益剰余金	38,736
		自己株式	△2,996
		評価・換算差額等	11,629
		その他有価証券評価差額金	11,464
		土地再評価差額金	165
資産合計	95,474	純資産合計	66,608
		負債・純資産合計	95,474

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		1,580
営業費用		1,274
営業利益		305
営業外収益		
受取利息	213	
受取配当金	717	
雑収入	15	947
営業外費用		
支払利息	142	
寄付金	5	
雑損失	5	152
経常利益		1,099
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	147	152
特別損失		
固定資産売却損	10	
固定資産除却損	0	10
税引前当期純利益		1,240
法人税、住民税及び事業税	263	
法人税等調整額	△8	254
当期純利益		985

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月5日

四国化成ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ	
高松事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 越智 慶太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安田 秀樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、四国化成ホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、四国化成ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月5日

四国化成ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ	
高松事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 越智 慶太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安田 秀樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、四国化成ホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月12日

四国化成ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 片山 和彦 ㊟

常勤監査役 田邊 賢次 ㊟

監査役 西原 孝治 ㊟

監査役 川合 弘泰 ㊟

(注) 監査役 西原孝治及び監査役 川合弘泰は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成ホールディングス株式会社 本社6階ホール

電 話 (0877) 22-4111

※JR丸亀駅(南口)より送迎車を運行いたしますのでご利用ください。
出発時刻は、9時30分でございます。



四国化成ホールディングス株式会社

〒763-8504 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1 TEL.0877-22-4111
URL <https://www.shikoku.co.jp>

